

特定計量器定期検査は、2年に1回検査する必要があります。

以下日程のとおり特定計量器定期検査を実施いたしますので、計量器をご持参の上、会場までお越し下さい

座間味島

令和5年7月12日(水)

午後1時から午後3時まで

座間味村歴史文化・健康づくりセンター

検査手数料一覧

検出部が電気式のはかりでひょう量1t以下

電気抵抗線式はかり
電磁式はかり

誘電式はかり
その他の電気式はかり



ひょう量	手数料
100kg以下	1,400円
250kg以下	1,800円
500kg以下	2,200円

ひょう量とは、測定できる最大の重さ

ばね式はかり(皿・台型)

その他の手動はかり

手動指示併用はかり



- ◎最小目盛りがひょう量の1万分の1未満のものは手数料の2倍の額とする
- ◎分銅及びおもりの手数料は1個当たり10円追加

ひょう量	手数料
100kg以下	500円
250kg以下	900円
500kg以下	1,500円

※検査を受けないで、計量器(はかり)を取引、証明に使用すると計量法違反行為となります。

※前回の定期検査後に計量器を廃棄したり新しく購入した場合は役場担当者までご連絡ください。

※検査には別紙お知らせのとおり手数料が必要です。検査までに準備をお願いします。

【お問い合わせ先】

座間味村役場 産業振興課

特定計量器担当：玉代勢(タマヨセ)

TEL：098-987-2312